(資料2-1)

消費者基本計画工程表の改定について

令和5年3月 消費者庁



消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン

第4期消費者基本計画(令和3年6月15日閣議決定)の構成

【第1章 消費者基本計画について】

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

- 1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化
 - ○高齢化の進行等
 - ○成年年齢の引下げ
 - ○世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
 - ○訪日外国人・在留外国人による消費増加

- 2. 社会情勢の変化
 - ○コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
 - ○デジタル化の進展・電子商取引の拡大
 - ○自然災害の激甚化・多発化
 - ○持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり

【第3章 政策の基本方針】

- 1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等
 - (1)消費者の安全・安心の確保 (2)誰一人取り残さない社会的包摂の実現
 - (3)未来の創造等に向けた消費生活の実現 (4)多様な主体の連携による重層的な体制の整備
- 2. 今期計画における消費者政策の基本的方向
 - (1)消費者被害の防止 (2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速 (3)協働による豊かな社会の実現
 - (4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応 (5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

人材

財政

法令等

【第5章 重点的な施策の推進】

- 1. 消費者被害の防止
- 2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への 参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

- 3. 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応
- 4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
- 5. 消費者行政を推進するための体制整備

令和5年消費者基本計画工程表 改定スケジュール(予定)

消費者政策担当課長会議(キックオフ) 令和4年11月 工程表改定素案の作成 パブリックコメント 令和5年3月~4月(予定) 消費者委員会 本会議 令和5年3月(想定) 工程表改定案の作成 消費者委員会の意見聴取 令和5年5~6月(想定) 消費者政策会議※決定 <u>令和5年6月</u>(予定)

※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議

各施策の実施(継続)

③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長:内閣総理大臣

委員:内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

令和6年度まで

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

消費者委員会からのご意見

- ■消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の 改定に向けての意見(令和4年12月16日 消費者委員会)
 - 1. 工程表全体に関する事項
 - (1) 工程表の見直し及び消費者政策における EBPMの推進

消費者政策の企画・立案に当たって、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進していくことは重要であり、消費者委員会としてもこれまで繰り返し指摘を行うとともに、令和4年付帯意見において、次期計画の策定を見据えた取組に着手することを求めたところである。消費者庁等は令和4年付帯意見を踏まえ、今回の工程表の見直しから重点施策を設定してEBPMを実践するためロジックモデルの構築やKPIの充実等の取組を行う方針であり、その方向性について評価する。

ロジックモデルの構築に当たっては、施策個の効果の検証が可能となるようにKPIの設定が重要であることから、KPIの設定に当たっては、PIO-NET (全国消費者生活情報ネットワークシステム)情報を始めとする各省庁等が保有する行政記録情報や民間が保有する様々な情報を組み合わせることや時系列的に分析すること等により、消費者政策における課題や政策効果の把握を速やかに行うことができるように取組を進めること。なお、施策の実施の途中段階において改題を発見し改善を行えるよう、消費者庁及び関係省庁等は、行政の「無謬性神話」にとらわれることなく、主体的にロジックモデルの構築に取り組むことが重要である。

(略)

令和5年改定消費者基本計画工程表の構成

- 1 4 施策を登録。
- ■消費者基本計画工程表において今後の取組事項の工程管理を実現し、評価書にて 令和4年度のKPIや取組実績を評価することで施策毎のPDCAを実践。
- KPIについて、全施策で複数のKPIを設定するとともにアウトカム指標を初期、中期、最終と細分化することで可能な限り進捗状況の見える化を実践。
- KPI等の項目ごとで担当省庁を明確化。

消費者基本計画工程表

- 消費者基本計画該当箇所
- ・目標
- KPI (アウトプット指標)
- KPI<u>(アウトカム指標)</u> 初期、中期、最終
- 取組(令和5年、6年、7年以降)



進捗を踏まえ

機動的に

丁程表を見直し

評価書

- ・月標
- KPI(アウトプット指標)
- ・KPI(アウトカム指標)初期、中期、最終
- ・取組(令和4年予定、実績)

※色付きは新規事項